

～新温泉町定住促進住宅取得助成金～

新温泉町内の若者定住及び U・I ターンの促進のため、住宅の新築・購入、改修に要した費用の一部を助成します。（令和 7 年 4 月 1 日改正 ※下線部改正）

○助成対象者

次の①～③のいずれかの要件を満たした方が、工事請負(売買)契約を行うこと。

- ①町内在住の満 45 歳未満の方
 - ②次のいずれにも該当する方（U・I ターン者）
 - ・町内に転入した日前 1 年以上、連続して町外に住所を有していた方
 - ・町内に転入後 3 年未満の方又は工事の完成（購入）日までに転入する方
 - ③新温泉町地域おこし協力隊の隊員で任期中の方及び任期満了後 3 年未満の方
- ※新温泉町内に 10 年以上定住する意思を持って申請すること。
※改修について他の助成金を町から受けていないこと。

○助成の要件

住宅の新築や改修、購入について、次の要件をすべて満たした場合に支給されます。

- ①工事請負(売買)契約を行い、助成金を申請した年度内に完成(取得)するもの。
- ②新温泉町内に本店又は支店を有する業者と契約すること。
- ③新築・購入にあっては、住居部分の床面積が総床面積の 2 分の 1 以上でかつ、工事請負（売買）金額が 500 万円を超えるもの。
- ④改修にあっては、住居部分の床面積が総床面積の 2 分の 1 以上でかつ、工事請負金額が 50 万円を超えるもの。

※助成金は、同一住宅及び同一人に対し 1 回を限度とする。

※賃貸目的、法人所有の住宅や公共事業による移転の場合は対象となりません。

○助成金の額

- ・新築、購入 50 万円
※子育て世帯の場合は、100 万円
- ・改修 対象経費の 1/10 上限額 50 万円
子育て世帯の場合は、1/5 上限額 100 万円

※申請日において、15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある生計を一にする子ども。

○申請手続

助成金の申請方法は、下記のとおりです。

- ① 工事完成又は購入する日までに町へ助成金交付申請書を提出。
（助成金計画書、誓約書、見積書写し、経費内訳書、図面、改修の場合は改修前の写真、助成対象者②に該当する場合は 1 年以上町外に住所を有していたことが分かる書類（住民票除票又は戸籍附票の写し）、転入前の場合は世帯全員の住民票の写し 添付）
- ② 工事完成又は取得後に助成金実績報告書に助成金請求書を添えて町へ請求。
（契約書の写し、完成写真、領収書の写し 添付）

問合せ（申請窓口） 新温泉町役場 商工観光課 商工振興係 Tel 82-5625